

保護者の皆様へ

稲沢市子ども健康部保育課

### 幼児教育無償化制度のご案内

令和元年10月から、全国一斉に幼児教育無償化が始まります。認可外保育施設等に関しましては、利用料を一度施設にお支払いいただき還付の申請を行うことになります。

#### ～手続きの流れ～

1. 施設等利用給付認定申請書及び添付書類の提出（住民票のある市町村）

- 表の「保育の必要性」の認定を稲沢市から受けます。

子どもの年齢	保育の必要性	認定区分	無償化の範囲
満3歳～5歳 満3歳に達する日以後最初の3月31日を <u>経過した</u> 小学校就学前子ども	必要性あり	新2号認定	月額上限 37,000円
0歳～満3歳 <u>市町村民税非課税世帯であり</u> 、満3歳に達する日以後 最初の3月31日 <u>までの間にある</u> 小学校就学前子ども	必要性あり	新3号認定	月額上限 42,000円

- 2. 利用施設から利用料を納付した領収書と提供証明書を発行してもらう。
- 3. 3か月ごとに利用施設の領収書と提供証明書を取りまとめいただき、市へ還付の請求書を提出。  
申請書類等は別途ご案内させていただきます。

#### 保育の必要性について

新2号または新3号認定を受けるためには、父母ともに次の「保育を必要とする理由」のいずれかに該当している必要があります。

保育を必要とする理由	内容
(ア) 就労	月に実働60時間以上の就労をしている場合 農業は、上記に加えて耕作面積が30アール（≒3反）以上ある場合
(イ) 妊娠・出産、疾病等	出産の前後、病気、負傷、心身に障がいがある場合（注1）
(ウ) 介護等	子どもと同居・別居もしくは長期間入院中の親族の介護や看護にあたっている場合
(エ) 災害復旧	震災、火災その他これらに類する災害により、当該世帯の居住の用に供する住宅が損壊又は損失し、その復旧に当たっている場合
(オ) 求職活動（注2）	求職活動もしくは起業の準備を <u>継続的</u> に行っている場合 （ただし、求職開始日から90日目の属する月末までの認定となります。）
(カ) 就学	月に60時間以上、学校または就労に必要な資格・技能習得のための施設等に通学・通所する場合（通信教育も対象）※趣味の講座やカルチャースクール等は対象外
(キ) その他	児童福祉の観点から、特に保育の必要性が高いことが認められる場合

注1 妊娠・出産の場合は、原則として産前産後8週間ずつ（多胎妊娠の産前期間にあっては14週間）をいい、認定の期間は、最長で産前8週間の始まる日から産後8週間の属する月末までとします。

注2 求職活動を理由とする認定について無償化の対象とするかどうか、現在、国において検討されています。検討結果によっては、無償化の対象外となることがあります。

問合せ先 稲沢市役所 保育課給付管理グループ TEL 0587-32-1297